

# AEO 特定保税運送のご案内



写真は交付式当日のもの（右：大内税関長）



税関HP : AEO

## 大阪税関 承認第一号（2024年5月30日付）

### フジエアカーゴが、AEO 特定保税運送者に承認

フジエアカーゴ株式会社は、2024年5月30日付でAEO制度の承認をうけ、6月19日に大阪税関本館にて承認書交付式が執り行われました。

AEO (Authorized Economic Operator) 制度はアメリカの同時多発テロを機に導入された官民のパートナーシッププログラムです。物流の円滑な推進とセキュリティ確保の両立を目的としており、世界の物流の安定化に大きく貢献する制度です。税関手続きの簡素化・迅速化により、AEO制度認定事業者は輸出入通関の審査・検査が軽減されるなど、様々な利便性の向上が期待されます。但し、制度に参加するには、税関手続き等に関する法令(関税法等)を始め、全ての法令を遵守する体制があること、取扱い貨物の安全が常に確保される体制であることなど、事業者が構成要件を満たしていることが条件となり、認証には厳格な審査が行われます。

国際物流においてセキュリティが確保されていることは国民生活の安全・安心が守られることと同様です。また、貿易の円滑化は国際競争力の向上にもつながります。当社は、国内10社目の特定保税運送者として、輸出入にかかる事業者の皆さまの業務に貢献できる輸送サービスを提供しております。

#### AEO とは…

#### 民間企業と税関のパートナーシッププログラム

貨物のセキュリティ確保と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続きの緩和・簡素化を提供する制度です。2001年9月11日アメリカで発生した同時多発テロを契機に、国際物流のセキュリティ確保と物流貿易の円滑化による国際競争力の向上、その両立を目指す国際的な枠組みとして、2005年にWCO（世界税関機構）にて採択されたガイドラインに基づく民間企業と税関のパートナーシッププログラムです。

下記6つの事業者が対象です。

特定輸出者

特例輸入者

特定保税運送者

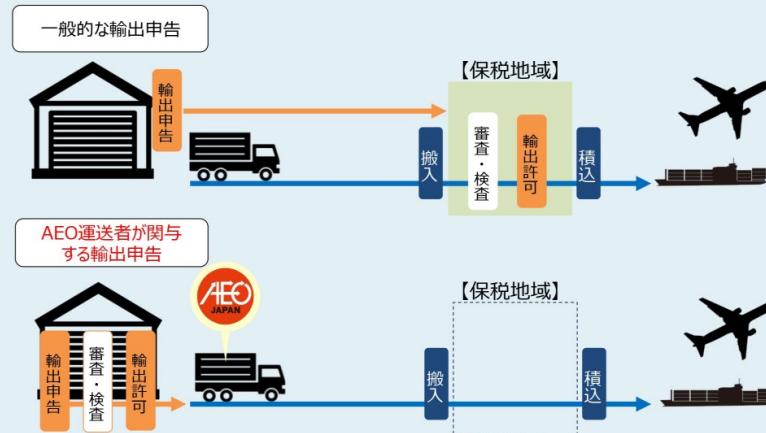
特定保税承認者

認定製造者

認定通関業者

#### AEO特定保税運送者になると

AEO特定保税運送者となつた場合、保税運送ごとの承認が不要になります。さらに特定委託輸出貨物に係る申告について、輸出者の委託を受けて保税地域以外の場所から直接積込港まで運送を行うことができます。



#### 効 果

#### 税関手続きの緩和・簡素化：通関での審査・検査の軽減など

AEO制度は日本のみならず、各国で制度化されています。両国でAEO承認されている場合、双方の国で税関手続きを簡素化することが可能です。日本でも同様に、貨物のセキュリティ確保と法令順守の体制が整備された事業者に対して、税関手続きが緩和・簡素化されます。対象事業者は、輸出者・輸入者・倉庫業者・通関業者・運送者・製造者で、日本では2006年3月に導入以降、これまで700以上の事業者が参加しています。承認には厳格な審査がありますので、事業者側が構成要件を満たしていることが条件となります。

#### フジエアカーゴのさまざまなサービスが、AEO保税運送に効果を発揮します！



お問い合わせ・ご依頼は、フジエアカーゴ本社までお願いします！

E-mail honsya@fujiaircargo.com